

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営目標の達成のために経営陣が行う意思決定について、適法性の監視・取締役による不正な業務停止の抑止、事業リスク回避又は軽減を補完しつつ、会社の意思決定の迅速化と経営責任の明確化を実現する企業組織体制の確立をコーポレート・ガバナンスと考えっております。

また、適法性の監視については、社内監視体制に留まらず、随時社外の顧問弁護士、公認会計士、税理士に確認を行い、社内外からの二重チェック体制でコンプライアンスの確保・維持継続に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】重要

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使や招集通知の英訳

当社は、株主構成における機関投資家、海外投資家数や費用対効果等を総合的に勘案して議決権の電子行使ならびに株主総会招集通知の英訳を行っておりません。現状において支障はないと判断しておりますが、株主構成の変化等を踏まえ必要に応じて検討してまいります。

【補充原則1-2-5】実質株主の総会出席

当社は、株主総会における議決権は、基準日において株主名簿に記載又は記録されているものが有しているとしております。信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が、株主総会において、議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合には、信託銀行等と協議、検討を行っております。

【原則3-1】情報開示の充実

(5) 経営陣幹部の個々の選任・指名理由

各社外取締役の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。なお、今後は全ての取締役候補者の選任理由を招集通知にて開示して参ります。

【原則3-1-2】英語での情報の開示・提供

当社は、海外投資家数、費用対効果等を総合的に勘案して現段階では英語での情報の開示・提供は検討しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めます。

【補充原則4-1-2】中期経営計画

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、中期経営計画を定めておりませんが、毎年、取締役会にて業績予想数値の分析・見直し等を行いながら策定し、実現に向けて社員一丸となって取り組んでおります。予想に対しての実績が大幅な乖離が生じた際は、乖離に関する原因の分析、業績予想の修正を行うとともに、必要な開示を行っております。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者の計画

当社は、最高責任者である取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしております。

【補充原則4-1-3】取締役会の実効性の評価

取締役会の実効性評価については、現在行っておりません。取締役会の機能を向上させるという観点から、今後の実施に向け、分析、評価方法を含め検討いたします。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、中期経営計画は策定しておりませんが、単年度の業績予想については、決算発表等を通じ、株主を含むステークホルダーに対し開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】重要

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、現在政策保有株式を保有しておらず、また、今後保有する予定もございません。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社では、役員や主要株主等との取引を行う場合、社内にてその相当性について審議・検証する体制を整備しております。また、これらの関連当事者との取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や金融商品取引所が定める規則に従って必要な事項を開示いたします。更には、関連当事者との取引の実施状況等に係る情報を適切に把握・管理し、必要に応じて取締役会にて審議・決議を要することとしており、かかる目的を達するため、取締役会は、当該取引の実施状況等の報告を定期的に受けることとしております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社の経営理念に関しては、決算短信等にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針は本報告書「1.1 基本的な考え方」にて記載しております。

(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬総額の範囲内で、取締役会において取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との均衡、役職など、報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を考慮の上で決定しております。

(4) 取締役の選任・指名を行うに当たっての方針と手続き

当社の取締役候補を選任する方針としては、人格識見に優れ、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い専門性を有しており、当社の成長と企業価値の向上に資する人物を取締役候補者としております。候補者の選定については、独立社外取締役との協議を考慮したうえで、取締役会において十分な審議をし、指名しております。なお、監査等委員については、監査等委員会の同意を得て指名しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社取締役会は、法令に定める事項のほか、取締役会規程にて取締役会付議事項、報告事項の基準を定め、それに基づき、審議、決議をしております。経営陣への委任の範囲については、業務分掌規程、職務権限規程により明確に定め、迅速な業務執行が可能な体制を取っております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように役割、責務を果たすべく、独立社外取締役を3名選任しており、取締役会における独立した客観的な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、独立社外取締役について、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く、豊富な経験、人

格、知見等を基に、取締役会に対して建設的な意見を提供できる人物を候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の構成の考え方

当社の取締役会は定款で定める取締役10名以内、監査等委員は4名以内の範囲で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。
また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任に当たっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2】取締役の兼任状況

当社の社外取締役3名のうち2名は他の上場会社等の役員を兼務しております。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができると考えております。
社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じて、毎年、開示を行っております。

【補充原則4-14-2】トレーニング方針の開示

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の為に、取締役に対して必要な知識、新しい考えの習得を目的として、外部セミナーの参加を推奨しております。その費用については、取締役の請求等により、社内規程に基づき当社にて負担しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社における株主との対話については、管理部が担当しております。
株主との対話に関しては、管理部が代表取締役、担当取締役と対応方法を検討し、適切に対応するものとします。
株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。
決算発表後の取締役会において、株主やアナリストから寄せられた意見を共有し、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アクセル	477,000	14.27
株式会社トラスライド	461,000	13.79
福松 博史	153,000	4.58
川嶋 誠	115,000	3.44
清水 武志	100,000	2.99
鈴木 智博	60,000	1.79
CBHK-PHILLIP SEC (HK) LTD-CLIENT MASTER	57,200	1.71
MONEX BOOM SECURITIES (H. K.) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT	54,500	1.63
児玉 真理子	49,000	1.47
株式会社SBI証券	47,000	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 大株主の状況は、直前の中間事業年度末(平成28年8月31日現在)のものであります。

2. 平成28年10月28日付で、BMI(Japan)Investment Holdings Limitedが、無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を行使したことにより、当社の筆頭株主は、株式会社アクセルからBMI(Japan)Investment Holdings Limitedへと異動が生じております。

所有株式数1,423,487 株
割合:29.86%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松山 昌司	他の会社の出身者													
堤田 健二	他の会社の出身者													
山田 奨	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松山 昌司	○	○	——	松山氏は、公認会計士として培ってきた豊富な経験と知識を生かして、経営陣から独立した立場で、当社の経営に対する適切な監査・監督をして頂けるものとして選任しております。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いものと判断し、独立役員に指定しております。
堤田 健二	○	○	——	堤田氏は、税理士として培ってきた豊富な経験と知識を生かして、経営陣から独立した立場で、当社の経営に対する適切な監査・監督をして頂けるものとして選任しております。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いものと判断し、独立役員に指定しております。
山田 奨	○	○	——	山田氏は、公認会計士として培ってきた豊富な経験と知識を生かして、経営陣から独立した立場で、当社の経営に対する適切な監査・監督をして頂けるものとして選任しております。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する特定の使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会と協議のうえ適切な人材を配置することとしており、監査等委員会の職務を補助する特定の使用人を置いた場合には、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、異動等については事前に監査等委員会と協議を行い決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査契約を締結している仁智監査法人から年間会計監査計画の提出・会計監査結果の報告を受けるほか、監査等委員が適宜、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な連携をとっております。当社の内部監査は諸規定及び経営方針や経営企画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているかを監査し、経営の合理化・業務効率の改善向上に資することを目的としております。監査において発見された問題点については、監査等委員会並びに社長に適宜報告され、必要な対策や改善を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年2月期の役員報酬の内容は、以下のとおりであります。
・取締役の年間報酬総額 18,113千円
・監査役の年間報酬総額 5,400千円(うち社外監査役3名 5,400千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で支給し、毎月の定期同額給与(基本報酬)によって構成されております。各取締役への配分は取締役会において、また、各監査等委員会への配分は監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会・監査等委員会事務局として管理部が窓口として対応しており、必要に応じ、取締役・監査等委員会の職務を補助します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行・監査の状況

取締役会は、取締役4名で構成し、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。また、監査等委員3名が出席しており、取締役の監督をすると共に適宜、意見を述べております。

監査等委員会は、監査等委員3名全員が社外取締役で、取締役会の他、重要な会議にも参加し、取締役の職務執行に適切な監視をできる体制をとっております。

また、会計監査人とも連携し、内部統制の整備運用状況や会計監査についても意見交換を行っております。

2. 会計監査の状況

外部監査人は仁智監査法人を選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

会計監査人である監査法人及び業務執行社員と、当社との間に利害関係はありません。

(1)業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員:山口 高志

指定有限責任社員 業務執行社員:来嶋 真也

(2)所属する監査法人

仁智監査法人
(3)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士2名、その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役を含む監査等委員に、取締役の業務執行に対し厳正な監視機能を発揮し、不正な業務執行の抑止を図るとともに、事業リスクを回避又は軽減しつつ、会社の意思決定の迅速化と経営責任の明確化を実現する体制にてコーポレート・ガバナンスを一層充実させることができるものと判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知については、議案等について十分な検討をいただくため、法令で定められた発送期限を上回る早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は2月期であり、株主総会が集中しない決算期を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門は管理部内にIR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の透明性を高めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員が法令、定款及び社内規程を遵守し、誠実に行動し、業務遂行するために、取締役会は全職員を対象とするコンプライアンス基本規程を制定する。
 - (2) コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) コンプライアンスの推進については、コンプライアンス基本規程に基づき、教育・研修会を適宜開催する。
 - (4) 当社の役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、コンプライアンス委員会に通報する制度を設ける。
 - (5) 当社及び当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行及び意思決定に係る情報の記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び文書管理規程に基づき、適切に管理し、関連規程は必要に応じて適宜見直し、改善を図る。
 - (2) 取締役、監査等委員である取締役及び会計監査人から閲覧要請があった場合は、速やかに対応する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理は、社長が対策責任者となる担当取締役を任命し、必要に応じ委員会やプロジェクトチームを設置しリスクを管理する。経営上のリスクを総合的に分析、把握を行い、顧問弁護士等外部アドバイザーと共に対応を行い、そのリスクの軽減に努める。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行うと共に、更に迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適宜開催し、取締役会規程に基づく職務権限及び意思決定に適切かつ効率的に職務を執行することとする。
- 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の子会社については、グループ運営体制を整備すると共にグループ管理体制を構築し、グループ会社に対して監査及び経営指導を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。
 - (2) 主要な子会社の取締役又は取締役である監査等委員は当社から派遣し、法令及び社内規程に基づき、経営管理、経営指導にあたる。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査等委員会が監査職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、適切な人材を配置する。
 - (2) 当該使用人は取締役から独立して機能し、人事考課、人事異動は監査等委員会の同意を得た上で決定する。
- 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する事項
 - (1) 各監査等委員は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会に出席する他、経営会議、その他重要な会議に出席し、意見を述べることが出来る。
 - (2) 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令違反または定款違反の事実が発生したときは直ちに監査等委員会へ報告する。
- その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - (2) 取締役は、監査等委員会の職務執行にあたり、監査等委員会が必要と認めたときは、監査法人、顧問弁護士等と緊密な連携を図ることが出来る環境を整備する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他の関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、法令及び東京証券取引所が定める諸規則に則り、株主及び投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、会社情報の積極的な情報開示を行ってまいります。

2. 適時開示に係る体制

(1) 情報開示体制

当社は、重要な会社情報の取り扱いについて、情報開示責任者である、取締役管理部長のもと、管理部において、子会社の会社情報を含めた管理を行い、適正かつ迅速な情報開示に努めてまいります。

(2) 情報開示手続き

(決定事実)

決定事実については、取締役会において決定しており、当該情報は、取締役管理部長より、管理部に報告され、必要に応じて速やかに情報開示を行います。

(発生事実)

発生事実については、当該事実を確認した部署が、部門長及び取締役管理部長へ報告され、事実確認を行った上で、開示対象情報であった場合は、代表取締役又は取締役会に対して報告を行い、速やかに情報開示を行います。

(決算情報)

決算情報については、管理部経理担当が決算書類等の作成を行い、取締役管理部長が確認を行った上で、取締役会において承認後、速やかに情報開示を行います。

なお、弁護士、会計監査人等の専門家から必要に応じて、当社の会社情報の適時開示に係る助言を仰いでおり、適正かつ迅速に適時開示を遂行してまいります。

